

## 日常生活自立支援事業



- ひとりで銀行に行っても、手続きがよくわからない…
- 通帳など大事な書類を失くしてしまった…
- 計画的にお金を使いたいの、いつも迷ってしまう…
- 訪問販売の人にすすめられて、わからないのに契約してしまった
- 役所からいろいろな書類が届くけど、どう手続きすればいいのか分からない… など

こんなことでお困りではありませんか？



本人の意思（契約）に基づいて、日常生活の支援をします。

### ■福祉サービス利用援助

あなたの暮らしの“安心”をお手伝いします…

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスの利用における申し込み、契約の代行、代理
- 入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援

### 福祉サービスって何？

介護保険制度などの高齢者福祉サービス、障害者自立支援法による障害福祉サービスなどです。例えばホームヘルプサービスやデイサービス、食事サービス、入浴サービス、就労支援や外出支援サービスなどさまざまなものがあります。

### ■日常的金銭管理サービス

日常のお金の出し入れやお支払いをお手伝いします…

- 福祉サービスの利用料金の支払い代行
- 病院への医療費の支払いの手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払いの手続き
- 日用品購入の代金支払いの手続き
- 預金の出し入れ、また預金の解約の手続き

### ■書類等預かりサービス

大切な通帳や証書など安全な場所でお預かりします…

- 保管を希望される通帳やハンコ、証書などの書類をお預かりします。  
※保管できるもの（書類等）年金証書、預貯金通帳、証書（保険証書、不動産権利証書、契約書など）、実印、銀行印、その他実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）
- ※宝石、書画、骨董品、貴金属類などはお預かりできません。

### 『日常生活自立支援事業』とは…

高齢や障がいにより、一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

### 『利用対象者』…

軽度の認知症や障がい等により、判断能力が十分ではない方で、「自分一人で福祉サービスの利用手続きをすることに不安がある方」や「預金の出し入れや公共料金の支払い、重要書類の保管を一人で行うことに不安がある方」が対象となります。

## 利用した事例の紹介 Aさんの場合 『請求書の整理が出来ずに光熱費等の滞納がある』

ひとり暮らしをしている80代のAさん。地域活動にも積極的に参加していました。

しかし、1年前から光熱費や自治会費の支払いが遅れがちになり、連絡を受けると慌てて支払うといったことが何度かありました。Aさん自身も不安を感じていましたが、どうしたらよいか分からず、誰にも相談出来ずにいました。

ある日、活動にも顔を出さなくなったAさんを心配した民生委員がAさん宅を訪問したところ、部屋に手がつけられていない郵便物がたくさん置いてありました。民生委員がさりげなく尋ねてみると、Aさんは困っていることを話し出しました。民生委員から相談を受けた社協は、数日後、専門員※1がAさんの自宅を訪問し「日常生活自立支援事業」について説明をすると、Aさんも利用を希望したため、

契約をすることになりました。

毎月、生活支援員※2がAさん宅で郵便物の確認や支払いを手伝い、また必要な福祉サービスの手続きもサポートをして、Aさんに以前のような笑顔が戻ってきました。



※1 ●専門員…困りごとや悩みごとについて相談を受けます。利用者本人の困っていることや希望をお聞きして、支援計画をつくります。サービスの利用開始後、支援計画を変えたい場合や心配な点があれば相談を受けます。

※2 ●生活支援員…支援計画に基づき定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。

ご利用希望の方やもっと詳しく知りたい方は、お気軽にご相談ください。（沼澤、高橋）